

令和 2 年（行ウ）第 16 号住民訴訟事件

陳述書

（訴訟に至る経緯について）

令和 3 年 11 月 16 日

原 告

小林 美知
北林 キヨ子
巽 富エ子

東京地方裁判所民事第 2 部 御中

この陳述書では、原告らが「町田市政を考える会・草の根」という市民組織を結成して運動と訴訟を提起するまでの経過を説明します。

1 訴訟の原点～「市民の税金を有効に使ってほしい」

今回の裁判の原点になったのは、市監査委員が 2015 年 2 月 23 日に町田市長と市議会議長に提出した「2014 年財政援助団体等監査の結果について」という監査報告書でした。

この報告書の監査結果には、

「2013 年度の町田市議会政務活動費の交付を受けた 13 の会派の会計帳簿の確認を実施したところ、その結果、会計帳簿の整備を確認できたのは一會派であった。また、2 会派については、不備があったものの確認できたが、これらを除く会派については不明であった。」

と書かれていました。

私たちはこの報告書を読んで、行間に監査委員の憤りが滲んでいるように感じました。町田市議会の議員らは、独立した権限を持つ監査委員の監査においてすら、帳簿の提出・開示に応じようとしなかったのです。私たちは、この報告書を読み、この問題をこのまま放っておいて、「民主主義」を口にすることはでき

ない、と思うようになりました。

監査委員による報告を受け、翌3月に開かれた2015年第1回定例会の最終日に議会改革調査特別委員会が設置されました(その後の経過は後ほど説明いたします)。

2 「町田市政を考える会・草の根」について

「草の根」は、この報告の約5年前、2010年3月に活動を開始しました。経済状況が厳しい中、市民はつましい生活を強いられています。そのなかで、市民が支払った税金から高い報酬を得ている議員の皆さんと、その報酬に見合った活動をしているのか、まともな政策議論をしているのか、それを市民の目線でチェックしていく、という活動です。中心になって活動を担っているのは、私たち3人です。手分けして議会の傍聴を続け、議員らの行動を検証する、という地道な活動を続けてきました。

こうした活動の中から見えてきた議会の世界は、私たちが想像していたものとは全く違っていました。議場での議員さんたちの居眠りや議員同士のおしゃべり、離席、内職の数々。口利きとも見える一般質問(傍聴席にはその依頼者が来ている)などもしばしばです。議会では、予算に関係ない一般質問に多くの時間が割かれ、予算特別委員会はもちろん、代表質疑すらありません。

町田市議会では、三多摩地域でダントツに高い「5.2か月」という期末手当が支払われていました。この現状にも驚き、引き下げのための請願を出しましたが、請願は不採択となりました。その後、議会側の要求で開催された報酬審議会で、期末手当を「5.2か月から3.95に引き下げる」という答申が出ましたが、議員さんはこの答申も無視し、自分達で「4.9か月」に決めてしまいました。

先ほどの監査報告の件もそうですが、この議員報酬の一件にも非民主的で閉鎖的な議会の実態があらわされているように思いました。

3 「帳簿」をめぐる顛末～情報公開請求へ

冒頭の監査報告の件は、「第15期議会改革調査特別委員会」で議論をおこなうことになりました。私たちは、この委員会の議論で少しは事態が改善するのではないかとの期待も抱きました。ところが、全部で13回の会合が開かれたのに、監査委員が指摘した「会計帳簿を備えなければならない」という指摘事項についてはほとんど議論がおこなわれませんでした。2015年11月20日の第12回での委員会でようやくこの問題が取り上げられましたが、「会計帳簿は会派ごとにきちんとつけているので、今までよい」として、監査委員の指摘をあっさりと否定していました。議論は冒頭の数分で終了しました。

「会計帳簿はある」というのが議会会派の主張でした。そこで、「草の根」は2016年1月15日、各会派の会計帳簿の情報公開請求をおこないました。ところが、受け取ったのは「公文書不存在通知書」でした。「ある」はずの帳簿が今度は「不存在」とされました。その理由は、「会計帳簿を議長に提出する義務があるという規定が議会の中の取り決めにないから議長は持っていない。すなわち『不存在』だ」というものでした。一般常識、社会通念とはかけ離れた言い分で、その場しのぎをしようとするものでした。ここにも、町田「むら」議会の実態がよく示されていました。

そういううちに、監査委員の報告から約2年が経ってしまいましたが、2017年1月、再度、会計帳簿の情報公開請求を行ったところ、2月1日に再び「公文書不存在決定通知書」が届きました。私たちはこの不存在通知を不服として行政不服審査の申し立てをおこないました。会計帳簿や、領収書の店舗等の顧客カード番号の開示（以下カード）を求めるものです。

2017年12月26日、審査会は、カードについて「秘匿する、いわゆる墨塗りする理由がない」との答申をおこないました。それでも、議会はカード番号の開示をかたくなに拒否し続けました。審査会は、その3か月後、つまり市議会議員選挙が終わった2018年3月14日に、会計帳簿についても「開示すべき」との答申を出しました。

これを受けて、4月19日、会計帳簿が公開されましたが、その「帳簿」を見て私たちは唖然とするほかありませんでした。帳簿としての基礎的な情報、支出1件ずつの記帳や仕分けもなく、支出の内容について、何についての支出なのか、誰が支出したのかなどることは全く載っていませんでした。まちだ市民クラブと保守連合に至っては、支出日順に支出を並べただけのもので、支出の項目（調査研究費や資料費など）の違いも無視して、完全に日付順に並べただけのものになっていました。これではおよそ「会計帳簿」とは言えず、一般常識からは理解不能なものでした。この「帳簿」の開示によって、2015年11月の議会改革調査特別委員会で、議員らがおこなった「会計帳簿は会派ごとにきちんとつけているので、今のままでよい」という説明が全く虚偽であったことが明らかになりました。

会派に支給される政務活動費（政務調査費）は、公金＝税金です。このお金については、帳簿の作成が義務付けられています。条例施行規則では次のように定められています。

「第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」

市条例で作成が義務付けられているのは、「帳簿」、すなわち、仕分けなど最低限の決まりに従って記帳されたものであるはずです。ところが町田市議会がいう「帳簿」は単なる収支の合計表でしかありませんでした。ガソリン代などのレシート（時には他人のレシートも）があればそれを集め、合計して、収支報告用の表を作ることしか考えていないのではないか。私たちは改めてそう思いました。

4 無視されている「会派への支給」という規定

政務調査費・政務活動費についてはもう一つ大きな問題があります。政務調査費・政務活動費は「会派の活動」のために支給されますが、議員らがこのことを全く無視し、悪用すらしようとしているという問題です。

条例は会派に対して支給をしているのは、「会派の活動」という縛りをかけることで、議員が無限に税金を支出することを防ぐ趣旨だと思います。会派が定めた「経理責任者」が支出の内容をチェックする、という仕組みも重要です。ところが、町田市議会ではこのことが全く無視されています。

(1) 支出の大半は議員個々の活動のためのこと

レシートを見ていてわかるのは、支出されたもののうち、「会派の活動」と呼べるものはごく一部にとどまる、ということです。公金の大半は議員が会派とは関係なく個人でおこなう活動にあてられています。「会派の活動に対して支給する」という条例の定めが全く無視されているのです。

(2) 会派には政務調査活動の予算も計画もないこと

会派には、政務調査費・政務活動費について予算を立て調査・活動をおこなっているという実態が全くありません。そもそも予算の執行も、決算も成り立たつはずがないのです。

(3) 会派の会計責任者は、会計としての事務をしていないこと

確かに「経理責任者」が指名されていますが、その責任者（議員）が実際の会計帳簿を日々記帳しているとは到底思えない代物です。やっているのは、レシートを集めること、会派内の誰にいくら払えばよいかの計算をしていることだけだと思います。ただし、会計帳簿にも議員名の記載がないので、公開された帳簿では会計責任者さえ「誰にいくら払えばよいか」の計算ができないのではないでしょうか。

5 「会派への支給」という隠れ蓑

それだけでなく、町田市議会では「会派への支給」という定めが不正な支出を覆い隠すための隠れ蓑としてさえ利用されています。

他の自治体の例にあるように、「議員個人に支出する」という規定であれば、活動費の決算又は清算は議員個人の責任においてしなければなりません。個々の議員の活動状況とレシートが合致しなければ不正が暴かれます。ところが、「会派」としてレシートが混ぜ合わされことで、議員の誰が支出したのかも隠すことができてしまいます。レシートの番号はおろか、氏名まで墨塗りがされます。「会派の単位での支出だから、会派名だけあればいい」という声が聞こえてくるようです。

わたしたちが情報公開請求で入手した政務活動費の領収書一式は、膨大な資料には統一したページをふるわけでなく、輪ゴムで束にしている状況でした。2012年、2013年、2014年度のものはパズルのようなものでした。領収書添付用紙のレシートに議員名のあるものは、議員一人当たり上限が決められている調査活動費の燃料代であるガソリン代や通信運搬費の固定電話代・携帯電話代、資料購入費の自宅で購読している新聞代、広報費の印刷や、新聞折り込みなどの領収書（議員名のないものもあるが…）ぐらいでした。そのほかの、駐車場代やタクシ一代、資料購入費の雑誌代、事務費の備品購入費、消耗品など、多くの領収書等添付用紙に貼られているレシートには議員名はほとんどなく、しかも日付順でもありませんでした。1枚の領収書等添付用紙には4月〇日のレシートの次に、12月×日、そのあと5月△日といった状況です。

それでも、私たちは混然とした領収書を分析し、まちだ市民クラブ会派の場合、領収書添付用紙の上部に書かれた小さな番号が各議員を意味することを突き止めました。「1」は谷沢議員、「2」は川辺議員、「3」は戸塚議員、「4」は渡部議員、「5」は佐藤議員、「6」は森本議員、「7」は田中議員、「8」は石井議員、「9」は小関議員です。（2017年度にはこの番号は変えられています。）

ともかくも、私たちは領収書の日付順にメモをつくり、データーにしていきました。この作業は時間がかかり、パズルのような作業で本当に大変でした。しかし、こうした作業の結果、私たちの常識では考えられない支出実態が見つかりました。

例えば、ガソリン代の場合、短期間に複数回給油している議員がわかりました。駐車場の領収書もおかしなものが多々見つかりました（詳しくは訴訟で述べます）。

6 「草の根」の活動に対する議会の反応

私たちは、政務調査費・政務活動費のこうした実態を調べ、調べた結果をチラシなどにまとめて市民に知らせる活動をおこなってきました。「市民から見られている」と議員らが感じれば、ルーズな実態が少しこそ改まるのではないか、とも

期待していました。

ところが、こうした期待は見事に裏切られてしまいました。議員は政務調査費・政務活動費の実態をますます見えにくくしたのです。

2016年、2017年度の政務活動費のインターネット上の公開資料を見て、私たちは愕然としました。まちだ市民クラブ会派は、ほとんどの議員名を消していました。今まで議員名があったガソリン代、資料購入費（新聞代は住所も黒塗り）、広報費、通信運搬費（電話代）至るまでです。他の会派も程度の差はあれ同様でした。政務活動費の透明化を目指している地方自治法100条14項、16項の精神はどこに行ったのでしょうか。本当に驚きです。

2017年度からは、会計帳簿もインターネットで公開されるようになりましたが、公開されている「帳簿」の中身は以前とほとんど変わっていません。ちなみに、世田谷区でも政務活動費に関する会計帳簿が公開されていますが、そこでは、領収書との紐づけ（領収書番号の記載）、支出項目、支出内容が記されており、帳簿を見ればどのような支出があったのかが一覧できるようになっています。町田市議会でもこうした帳簿を作成することができるはずですが、議員さんはそれすらしようとしません。

私たちはこうした経過を経て、監査請求と住民訴訟を提起することになりました。監査委員の指摘はごくごく当たり前のことだと思います。ところが、それさえ2021年の今日まで何ら改善もされていません。町田市議会に自浄能力を期待するのは無理ではないのか。外部の力を借りなければ、議員の意識改革は難しいのではないか。私たちはそう考えるようになりました。

こうして、膨大な資料を取りまとめ、表を作成し、監査請求を提起することになり、現在に至っています。

今回の訴訟でも、支出した議員名が明らかになったのは、保守連合と自由民主党が作成した反論資料からだけで、まちだ市民クラブの場合は相変わらず支出した議員名を全て明らかにしていません。

この陳述書では、個別の支出の中身の問題には触れませんが、私たちが今回の訴訟に至った経緯について知っていただきたくこの陳述書をまとめました。この訴訟が町田市議会における税金の使用実態をただすことにつながるよう願っております。

以上